

国におけるバイオ燃料の生産拡大等に向けた取り組み（平成20年度）

- 1 食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを活用したバイオ燃料生産拡大対策に約 80 億円の予算を計上（農林水産省）
- 2 バイオ燃料製造の支援措置を盛り込んだ「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案」の提出（所管：農林水産省、経済産業省、環境省）
- 3 地方税制の改正
「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づく計画に従って新たに取得したバイオ燃料製造設備に係る固定資産税を軽減（取得後3年間は課税標準額の1/2を軽減）
- 4 税制の改正
 - ① バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノール混合ガソリンに係るガソリン税の減免措置の創設（バイオエタノールを 3 % 混ぜた混合ガソリンの場合、1ℓ当たり 1.6 円の減税）
 - ② バイオエタノールと石油精製時の副産物を合成したETBEを輸入する際の関税を免除
- 5 エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長＜所得税、法人税＞
適用期限の2年間延長（平成22年3月31日まで）

Ⅲ 地球的視野に立った資源・環境対策の推進

～ 2008 年北海道洞爺湖サミットに向けた地球環境問題への積極的な貢献～

(1) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたバイオマス利活用の加速化

【日本型バイオ燃料生産拡大対策 7,955(1,016)百万円】

対策のポイント

食料自給率の低い我が国において、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用のバイオマスを有効に活用し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を進めます。

(未利用バイオマスからのバイオ燃料生産可能量)

稲わら等の収集・運搬、稲わらや木材等からエタノールを大量に生産する技術の開発等がなされれば、2030年頃には草本系(稲わら、麦わら等)からは180～200万kl、木質系からは200～220万klの国産バイオ燃料の生産が可能と試算されています。

※「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」(平成19年2月総理報告)

政策目標

- セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大(2030年頃に600万キロリットル)

<内容>

1. 地域における環境保全・バイオマス利活用に係る取組の一体的な推進

地域に眠る未利用バイオマスの調査、シンポジウムの開催等による地域の関係者の意識改革、地域での農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組により、食料と競合しない日本型バイオ燃料の生産拡大に向けた国民運動を展開します。

環境バイオマス総合対策推進事業 352(337)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. ソフトセルロースの収集・運搬から利用までの技術の確立

食料自給率の低い我が国において、食料供給と競合しない稲わら等のソフトセルロースを原料として、収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術実証を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術を確立します。

ソフトセルロース利活用技術確立事業 3,237(0)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体、地方公共団体

3. 未利用森林資源をエネルギー利用するシステムの構築

林地残材や間伐材等、未利用森林資源を活用し、バイオ燃料としてエネルギー利用等するための製造システムの構築を支援します。

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 1,200(0)百万円
事業実施主体：民間団体

4. 未利用バイオマスの変換施設の整備

地域で発生した稲わら等の未利用バイオマスをボイラー燃料等に変換する施設の整備など、未利用バイオマスを有効に活用する地区を優先採択します。

地域バイオマス利活用交付金（未利用バイオマス資源活用優先枠）
2, 488（0）百万円
補助率：定額（1／2以内等）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

5. 低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

稲わら等の非食用資源等から低コスト・高効率にエタノールを生産する技術を開発します。

地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発（ソフトセルロース研究開発）
679（679）百万円
事業実施主体：民間団体等

（その他バイオ燃料関連施策）

- ① 国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すため、原料調達からバイオ燃料の製造・供給まで地域の関係者が一体となった取組を支援します。

バイオ燃料地域利用モデル実証事業	2, 921 (8, 544) 百万円
補助率：定額、1/2	
事業実施主体：民間団体	

- ② 外食産業で廃棄処分される「割り箸」をバイオ燃料等に再利用する試行的な取組を支援します。

外食産業バイオマス利用実験事業	40（0）百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体

- ③ 地域において生産されたバイオディーゼル燃料を農業機械に安定的かつ継続的に利用するための技術の実証を行います。

地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業	57（0）百万円
補助率：定額、1／2以内	
事業実施主体：市町村、民間団体	

- ④ 海洋の未利用バイオマス資源を用い、船上でのバイオディーゼル燃料高効率生産・利用を行うシステムの開発等を行います。

バイオマス燃料自給型漁船漁業創出事業	98（0）百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：民間団体

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8466(直))]

国産バイオ燃料の生産拡大による地域の活性化と雇用の確保

～ 我が国農林水産業の新たな未来を切り拓く～

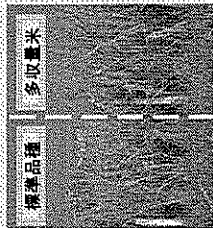


日本型バイオ燃料生産拡大対策 80(10)億円

研究開発

低コスト・高効率なバイオ燃料
生産技術の開発

- ▼ 稲わら等の非食用資源等から高効率にエタノールを生産する技術の開発



標準品種 多収量米

地域活性化のためのバイオマス利用技術
の開発(ソフトセルロース研究開発)

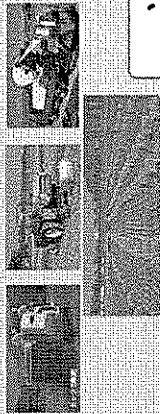
7(7)億円



原料収集

稲わら等の効率的な収集・運搬の
実証

- ▼ 稲わら等の刈り取り、集草から積込、運搬まで効率的に行うシステムの実証



燃料製造

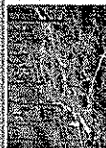
ソフトセルロースからバイオ燃
料を製造する技術の確立

- ▼ 酵素法等によるバイオ燃料製造技術の実証、発酵残さの農地還元システムの実証等



ソフトセルロース利用技術確立事業 32(0)億円

- ▼ 林地残材や間伐材等、未利用森林資源活用のためのエネルギー利用等に向けた製造システム構築



森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 12(0)億円

- ▼ 地域で発生した稲わら等の未利用バイオマスをボイラー燃料などに交換する施設を整備



地域バイオマス利活用交付金(未利用バイオマス資源活用優先枠) 25(0)億円

意識改革 (普及・啓発)

地域の関係者(生産者、消費者、産業界、マスコミ等)が一体となって国民運動を展開

発見
(調査)

環境バイオマス総合対策推進事業 4(3)億円

活用
(実践)

北海道同業湖サミットに向けて 食料供給と競合しない我が国独自のバイオ燃料生産拡大策を世界にアピール

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたバイオマスの利活用の加速化

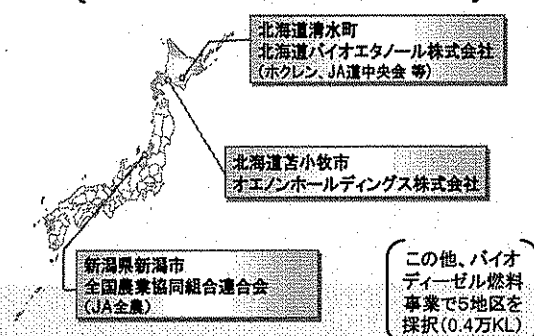
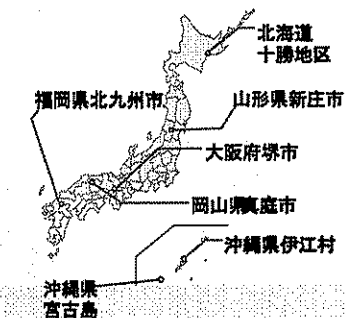
- 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表に基づき、2011年度に5万KL生産する目標の達成に向けた取組を進めます。また、セルロースや資源作物を活用する技術開発を進め、稲わら利用の実証モデルを確立します。

国産バイオ燃料の生産動向

・H19.3時点の生産量は30KL※と推計

・H19年度から大規模実証を実施(合計で3.5万KL)

〔バイオエタノール事業採択地区(3.1万KL)〕



国産バイオ燃料生産拡大の課題

・地域に「広く」「薄く」未利用のバイオマスが存在

・収集・運搬コストの低減や変換効率の向上等が不可欠

20年度国産バイオ燃料導入促進対策

地域における環境保全・バイオマス利活用に係る取組の一体的な推進

バイオマスの利活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保のための実地調査や普及・啓発、地域での農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組を一体的に支援

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた取組

- (1) ソフトセルロースからバイオ燃料を製造する技術の確立
モデル地区において、原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車走行の技術実証を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術を確立
- (2) バイオ燃料の地域利用モデルの確立
- (3) 資源作物の導入等に向けた技術開発等

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大へ
「工程表」の着実な推進

2011年度に5万KL

2030年頃には600万KL

農林漁業バイオ燃料法案の概要

背景

- 農林水産物の需要の低迷
- 休耕地、耕作放棄地の拡大による食料生産能力の低下
- 原油価格の高騰など

必要性

- 『バイオマス・ニッポン総合戦略』
⇒バイオマスを輸送用燃料として利用していくことを明記
- 国産バイオ燃料の生産拡大工程表
⇒2030年ごろまでに大幅な生産拡大を図る

課題

- 農林漁業者等と製造事業者の連携がとれておらず、原料の供給が不安定
- 原料の生産・収集・輸送コストが高い
- バイオ燃料の製造コストが高い
- これらの研究開発が途上

- バイオ燃料(エタノール、BDF、木質ペレット等)の生産は現状では極めて小規模
⇒バイオエタノール生産量30KL
(H19.3現在)

法案

【目的】

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化

【概要】

- ・食料・飼料の安定供給への配慮
- ・地球温暖化対策との調和

- 国が基本方針を作成
 - ・促進に関する意義及び基本的方向等について記載

- 基本方針に基づき作成された計画を国が認定
 - ・農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画
 - ・バイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画

- 認定された取組を国が支援
 - ・農林漁業者に対する改良資金等の特例
 - ・中小企業投資育成株式会社等の業務特例
 - ・産業廃棄物処理事業振興財団の業務特例
 - ・新品種の育成に対する登録料等の減免
 - ・バイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免

農林漁業の持続的な発展の観点から農林水産省
エネルギー供給源の多様化の観点から経済産業省
廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省
の三省が共同で取り組みを推進

法案の効果

- 農林漁業におけるバイオマスの新たなニーズの創出

- 休耕地、耕作放棄地における資源作物の作付けによる農地の保全と食料生産力の増大

- 農林漁業者の所得確保と経営の安定

- バイオ燃料の生産拡大によるエネルギー源の多様化及び地域活性化

- 農林漁業に係る資源の有効活用と地球温暖化の防止

平成20年度税制改正について

平成20年3月
経 済 産 業 省

3. バイオ由来燃料導入促進税制の創設

(揮発油税、地方道路税)

○バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方道路税を免税する制度を創設する。

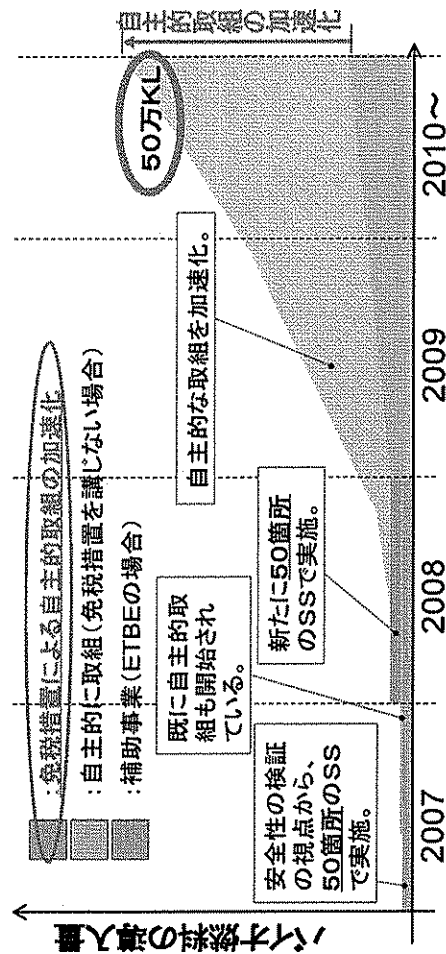
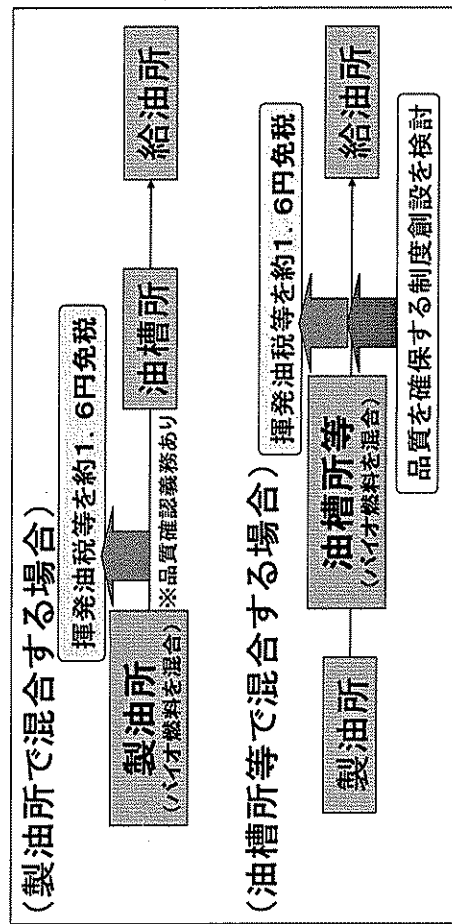
改正の概要

▶ バイオ燃料の品質確保に係る制度整備等に合わせ、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造する事業者等について、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を創設する。
(～平成25年3月31日)

現状

- ▶ ガソリンに混合するバイオ由来燃料としては、サトウキビなどの農作物や草、木材などのバイオマスを原料とするバイオエタノール及びその化合物がある。
- ▶ バイオ由来燃料を混合して製造したガソリンに対して、通常のガソリン同様に1リットル53.8円の揮発油税等が課税されている。
- ▶ 京都議定書目標達成計画で、温室効果ガスの排出削減対策・施策として、新エネルギーの導入促進が掲げられており、2010年度に原油換算50万KLのバイオ由来燃料を導入することが目標とされている。

普及加速のイメージ



平成20年3月4日

経済産業省

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

経済産業省では、揮発油、軽油、灯油といった国民生活との関連が深い燃料については、適正な品質規格を定め、国民の安全・安心の確保を図ってきたところで

す。
近年、地球温暖化の防止に向けて、各地において石油製品にバイオ燃料を混和する取組が進められています。しかしながら、それらが不適切に行われた場合、かえって大気環境を悪化させるおそれがあるほか、自動車の部材に悪影響を及ぼし、ひいては火災事故を引き起こすおそれもあります。

こうしたことを踏まえ、現行法の改正案である「揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」を本日閣議決定し、第169回通常国会に提出することとなりました。

1. 法律改正の目的

揮発油にエタノールを混和する等により生産されたバイオ燃料の利用拡大が見込まれる中、消費者保護の観点から、その適正な品質の流通を確保し、バイオ燃料の円滑な導入を促進する。

2. 法律改正の概要

- (1) 揮発油や軽油にバイオ燃料を混和する事業者に対し、適切な混和を行い得る設備の有無や違反歴の有無等を要件とした登録を義務付ける。
- (2) こうした事業者に対し、生産した揮発油や軽油を販売又は消費しようとするときに、その品質が規格に適合していることを確認する義務を課す。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料政策企画室

担当者：中原、内野、町井、丸山

電話：03-3501-1511(内線 4455~6)

03-3501-2342(直通)

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- バイオ燃料導入を政府として促進
 - 京都議定書目標達成計画
原油換算50万KLのバイオ燃料導入(2010年度)
 - 石油業界のほか、地産地消の様々な事業者による取組が存在
 - ・ ETBE混合ガソリン
 - ・ エタノールの直接混合ガソリン(E3)
 - ・ 廃食用油等を利用した脂肪酸メチルエステル混合軽油

- 不適正な品質のバイオ燃料混合ガソリン・軽油は、
 - ・ 自動車の故障の原因
 - ・ 大気汚染の原因(排ガス性状等)



高濃度アルコール含有ガソリン
(規格不適合品)による火災事故



脂肪酸メチルエステル混合軽油
(規格不適合品)による固まり

法改正

バイオ燃料混合ガソリン・軽油の適正な品質を確保

安全・安心の確保、消費者保護
円滑なバイオ燃料の導入促進

改正案の概要

バイオ燃料が混和されたガソリンや軽油の適正な品質を確保するため、ガソリン・軽油にエタノール等を混和する事業者に対し以下の措置を講じる。

① 事前登録を義務付け

登録要件: 違反歴の有無
適切な混和を行い得る設備の有無

② 混合ガソリン・軽油の品質の確認を義務付け



「関税定率法等の一部を改正する法律案」について

平成 20 年 1 月

財 務 省

[法律案の概要]

(1) 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充等

- 貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充等を行う。
- 臨時開庁制度について、手数料を廃止するとともに、手続を簡素化する。

(2) 税関における水際取締りの充実等

- 我が国を経由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取締り対象に追加する。
- 犯則物件の鑑定及び民間団体等への照会に係る規定の整備を行う。

(3) 個別品目の関税率等の改正

- バイオETBE（ガソリンの添加剤）及び高炭素フェロクロムの関税率を無税とする。
- 蚕糸・絹業の一体とした振興を目的として、生糸を関税割当制度の対象に追加する。

(4) 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率等の適用期限を平成 20 年度末まで延長する。
- 加工再輸入減税制度及び航空機部分品等の免税制度について適用期限を 3 年間延長する。

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 《所得税・法人税》

1 特例の指定期間

平成4年4月1日から平成22年3月31日まで

2 特例の対象者

青色申告書を提出する法人・個人が対象

3 特例の内容

上記2に該当する者が対象設備について設備投資を行った場合には、特別償却(30%)又は税額控除(7%)が認められます。

ただし、税額控除は中小企業者等に限りです。

(1) 対象設備の範囲

一	(略)
二	太陽光、風力その他石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産であつて次に掲げるもののうち、政令で定めるもの(前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。)
イ	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)第二条に規定する新エネルギー利用等に資する機械その他の減価償却資産
ロ	イに掲げる機械その他の減価償却資産以外のもの
三	(略)

(2) 特別償却と税額控除

特別償却	税額控除
「取得価額×30%」を通常の減価償却費とは別枠で特別に償却できます。 特別償却費 【取得価額の30%】 ※ 特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌年又は翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越すことができます。	法人・所得税額から、次の金額を控除できます。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限りです。 取得価額の7% ※ 税額控除額はその期の所得・法人税額の20%を限度としますが、限度を超過した分は、翌年又は翌事業年度に繰り越して適用することができます。

■租税特別措置法（昭和三十三年三月三十一日法律第二十六号）

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第八項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー需給構造改革推進設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 一 次に掲げる機械その他の減価償却資産でエネルギーの有効利用に著しく資するもののうち政令で定めるもの
 - イ 製造工程が連続化された機械、廃熱を製造工程において有効利用する機械その他製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した機械その他の減価償却資産
 - ロ 廃エネルギーを回収する機械、電気の動力、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産
 - ハ その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産
- 二 太陽光、風力その他石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産であつて次に掲げるもののうち、政令で定めるもの（前号に掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）
 - イ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資する機械その他の減価償却資産
 - ロ イに掲げる機械その他の減価償却資産以外のもの
- 三 電気の安定的な供給に著しく資する配電の設備で政令で定めるもの

2 （略）

3 前条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

（略）

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。)を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第八項において「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

(略)

■新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年四月十八日法律第三十七号)

(定義)

第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第二条に規定する石油代替エネルギー(以下この条において「石油代替エネルギー」という。)を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用すること(石油に対する依存度の軽減に特に寄与するものに限る。)のうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

■新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成九年六月二十日政令第二百八号)

(新エネルギー利用等)

第一条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。次号及び第六号において「バイオマス」という。)を原材料とする燃料を製造すること。
- 二 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱を得ることに利用すること(第六号に掲げるものを除く。)
- 三 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
- 四 冷凍設備を用いて海水、河川水その他の水を熱源とする熱を利用すること。
- 五 雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用すること。
- 六 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用すること。
- 七 地熱を発電(アンモニア水、ペンタンその他の大気圧における沸点が百度未満の液体を利用する発電に限る。)に利用すること。
- 八 風力を発電に利用すること。
- 九 水力を発電(かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が千キロワット以下である発電設備を利用する発電に限る。)に利用すること。
- 十 太陽電池を利用して電気を発生させること。

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（地方団体の課税権）

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（自動車税の標準税率）

第百四十七条 自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

- | | | |
|--------------------------------|----|---------|
| (1) 総排気量が一リットル以下のもの | 年額 | 七千五百円 |
| (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの | 年額 | 八千五百円 |
| (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの | 年額 | 九千五百円 |
| (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの | 年額 | 一万三千八百円 |
| (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの | 年額 | 一万五千七百円 |
| (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの | 年額 | 一万七千九百円 |
| (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの | 年額 | 二万五百円 |
| (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの | 年額 | 二万三千六百円 |
| (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの | 年額 | 二万七千二百円 |
| (10) 総排気量が六リットルを超えるもの | 年額 | 四万七千円 |

ロ 自家用

- | | | |
|--------------------------------|----|---------|
| (1) 総排気量が一リットル以下のもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの | 年額 | 三万四千五百円 |
| (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの | 年額 | 三万九千五百円 |
| (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの | 年額 | 四万五千元 |
| (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの | 年額 | 五万千元 |
| (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの | 年額 | 五万八千元 |
| (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの | 年額 | 六万六千五百円 |
| (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの | 年額 | 七万六千五百円 |
| (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの | 年額 | 八万八千元 |
| (10) 総排気量が六リットルを超えるもの | 年額 | 十一万千元 |

二 トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- | | | |
|---------------------------|----|--|
| (1) 最大積載量が一トン以下のもの | 年額 | 六千五百円 |
| (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの | 年額 | 九千元 |
| (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの | 年額 | 一万二千元 |
| (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの | 年額 | 一万五千元 |
| (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの | 年額 | 一万八千五百円 |
| (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの | 年額 | 二万二千元 |
| (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの | 年額 | 二万五千五百円 |
| (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| (9) 最大積載量が八トンを超えるもの | 年額 | 二万九千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに四千七百円を加算した額 |

ロ 自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

- (1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 八千円
- (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 一万千五百円
- (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万六千円
- (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 二万五百円
- (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 二万五千五百円
- (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 三万円
- (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 三万五千円
- (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 四万五百円
- (9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 四万五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに六千三百円を加算した額

ハ けん引自動車

- (1) 営業用
 - (i) 小型自動車であるもの 年額 七千五百円
 - (i i) 普通自動車であるもの 年額 一万五千円
- (2) 自家用
 - (i) 小型自動車であるもの 年額 一万二万円
 - (i i) 普通自動車であるもの 年額 二万六万円

ニ 被けん引自動車

- (1) 営業用
 - (i) 小型自動車であるもの 年額 三千九万円
 - (i i) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの 年額 七千五百円
 - (i i i) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの 年額 七千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに三千八百円を加算した額
- (2) 自家用
 - (i) 小型自動車であるもの 年額 五千三百円
 - (i i) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの 年額 一万二万円
 - (i i i) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの 年額 一万二万円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに五千円を加算した額

三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

- (1) 一般乗合用のもの（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）
 - (i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万二万円
 - (i i) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの 年額 一万四千五百円
 - (i i i) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの 年額 一万七千五百円
 - (i v) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの 年額 二万円
 - (v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの 年額 二万二千五百円
 - (v i) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの 年額 二万五千五百円
 - (v i i) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 二万九万円
- (2) 一般乗合用のもの以外のもの
 - (i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 二万六千五百円
 - (i i) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの 年額 三万二万円
 - (i i i) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの 年額 三万八万円
 - (i v) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの 年額 四万四万円
 - (v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの 年額 五万五万円
 - (v i) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの 年額 五万七万円
 - (v i i) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 六万四万円

ロ 自家用

- (1) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 三万三万円
- (2) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの 年額 四万円
- (3) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの 年額 四万九万円
- (4) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの 年額 五万七万円

- (5) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの 年額 六万五千五百円
- (6) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの 年額 七万四千円
- (7) 乗車定員が八十人を超えるもの 年額 八万三千円

四 三輪の小型自動車

- イ 営業用 年額 四千五百円
- ロ 自家用 年額 六千円

- 2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの標準税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

一 営業用

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 三千七百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 四千七百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの 六千三百円

二 自家用

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 五千二百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 六千三百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの 八千円

- 3 積雪により、通常、一定の期間において自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する自動車税の標準税率は、前二項の規定にかかわらず、前二項の税率に政令で定める割合を乗じた税率とする。ただし、その割合は、十分の七を下ることができない。

- 4 道府県は、前三項に定める標準税率を超える税率で自動車税を課する場合には、前三項の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

- 5 道府県は、第一項各号に掲げる自動車以外の自動車及び同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いものについては、同項各号の区分とは別に、用途、総排気量、定格出力、乗車定員、最大積載量その他の自動車の諸元によつて区分を設けて、自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前各項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

(自動車税の賦課期日)

第百四十八条 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第百四十九条 自動車税の納期は、五月中において、当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

○離島振興対策

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている一方、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある。

これらの実情をかんがみ、離島地域の経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることなどを目的として昭和28年に10年間の時限立法として離島振興法が制定され、過去5回にわたる法延長を経て今日に至っている。

本道の離島地域においては、空港、港湾、道路などの交通基盤の整備、水産業をはじめとする産業の振興、生活環境の整備や医療の確保などの施策が推進され、各種基盤の整備が進められてきたが、人口の減少や高齢化の進行、地域産業の低迷など、離島地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、今後はこれまで進めてきた施策に加え、自らの創意工夫による、離島の地理的、自然的特性を生かした施策を進め、離島地域の自立的発展を目指していくことが求められており、これらの離島地域の現況や期待される役割などを踏まえ、平成15年に北海道離島振興計画を策定し、誰もが豊かで活力に満ちた生活を送ることができる、自立した地域社会の構築に向け、3つの柱（魅力ある地域社会の形成、活力ある地域社会の形成、生きがいのある地域社会の形成）に基づくさまざまな対策を講ずることとしている。

1 離島振興対策実施地域の要件

国土審議会の意見を聴いて、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定

※ 指定基準 ～ 国土審議会の議決を経て次の3つに区分

(1) 外海離島指定基準（昭和28年10月8日第1回離島振興対策審議会決定ほか）

- ア 外海に面する島であること
- イ 本土との交通が不安定な島であること
- ウ 島民の生活が強く本土に依存している島であること
- エ 本土との最短航路距離が概ね5km以上であるもの
- オ 人口が概ね100人以上であるもの 等

(2) 内海離島指定基準（昭和32年6月14日第12回離島振興対策審議会決定）

- ア 本土との最短航路距離が概ね10km以上であるもの
- イ 定期航路の寄港回数が1日概ね3回以下であるもの
- ウ 人口が概ね100人以上であるもの 等

(3) 離島一部地域指定基準（昭和39年1月29日第26回離島振興対策審議会決定）

外海又は内海島しょのうち、その一部に次の条件を具備する地域を有するもの

- ア 本土との最短航路距離が外海の島しょで概ね5km以上、内海の島しょで概ね10km以上であるもの
- イ 定期航路の寄港回数が1日概ね3回以下であるもの
- ウ 主要定期乗合自動車の運行回数が1日概ね3回以下であるもの 等

2 離島振興対策実施地城市町村一覧（平成19年4月1日現在）

支庁	市町村数	島名	市町村名
檜山	1	奥尻島	奥尻町
留萌	1	天売島・焼尻島	羽幌町
宗谷	1	礼文島	礼文町
	2	利尻島	利尻町、利尻富士町
釧路	1	小島	厚岸町
合計	6	(全道市町村の約3%)	

■離島振興法（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）

（税制上の措置）

第十九条 国は、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

■ 離島地域における税制特例（平成19年4月1日現在）

特例措置	内 容
所得税・法人税の特別償却	製造業、旅館業及び離島地域として指定された地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業の用に供する設備についての特別償却（取得価額2千万円超） ・特別償却率（機械・装置10／100、建物・附属設備6／100）
所得税・法人税の買換特例	離島地域以外にある特定の事業用資産を譲渡し、当該事業年度に離島地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による譲渡益の一部（80％）について、課税の繰延べ
地方税の課税免除又は不均一課税	地方税法第6条の規定により地方公共団体が課税免除又は不均一課税（一部の地方公共団体を除く） ・事業税（製造業、旅館業、ソフトウェア業、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業） ・不動産取得税（製造業、旅館業、ソフトウェア業） ・固定資産税（製造業、旅館業、ソフトウェア業）

【様式6-2】
(単位：台)

平成20年4月10日提出

6. 交通・運輸等調査
(2) 車輦保有台数調査 (平成19年4月1日現在)

都道府県名	指定地域名	島名	市町村名	保有車両 総計	登録車										軽自動車 (二輪車 は除く) (台)	二輪車 (台)	原動機付 自転車 (台)	小型特殊 自動車	備考	
					計	トランスク		トレー ラー	乗用車		普通車	小型車	特殊用途 車(小型 普通)	大 特殊車						
						小計	普通車		小型車	小計										普通車
北海道	礼文島	礼文島	礼文町	2,535	1,234	271	109	159	3	15	839	315	524	87	22	850	54	298	99	登録車輛は町単位で算出して いるため、島年の登録車輛の把握 は困難
	利尻島	利尻島	利尻町	2,005	1,047	264	97	163	4	12	684	234	450	61	26	754	15	172	17	
	利尻島	利尻島	利尻富士町	2,409	1,287	320	113	203	4	13	836	304	532	89	29	835	34	253	0	
	小計			4,414	2,334	584	210	366	8	26	1,520	538	982	180	55	1,589	49	425	17	
	天売・焼尻	焼尻島	羽幌町	160	0	0					0					57	6	92	5	
北海道	天売・焼尻	天売島	羽幌町	166	0	0					0					80	2	80	4	
北海道	小計			326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	8	172	9	
北海道	奥尻島	奥尻島	奥尻町	2,633	1,316	232	96	134	2	13	929	332	597	87	55	1,229	19	65	4	
	小島	小島	厚岸町	0	0	0					0									
	合計			9,908	4,884	1,087	415	659	13	53	3,288	1,185	2,103	324	132	3,805	130	960	129	
北海道				自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	自動	

注) 北海道企画振興部地域づくり支援局調べ

■揮発油税法（昭和 32 年 4 月 6 日法律 55 号）

（課税物件）

第一条 揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。

（定義）

第二条 この法律において「揮発油」とは、温度十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

（課税標準）

第八条 揮発油税の課税標準は、揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量とする。

（税率）

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千三百円とする。

■地方道路税法（昭和 30 年 7 月 30 日法律 104 号）

（課税目的及び課税物件）

第1条 都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。

（課税標準）

第3条 地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

（税率）

第4条 地方道路税の税率は、揮発油 1 キロリットルにつき 4,400 円とする。

■租税特別措置法（昭和 32 年 3 月 31 日法律 26 号）

（揮発油税及び地方道路税の税率の特例）

第八十九条

（略）

2 平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

揮発油税及び地方道路税の税率の特例

揮発油税及び地方道路税の税率の特例（措法 89）については、平成 20 年 3 月 31 日に適用期限が経過していましたが、「所得税法等の一部を改正する法律」により、その適用期限が延長されました。5 月以降の適用関係等は、以下のとおりです。

○ 5 月 1 日以降の制度の概要

平成 20 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に製造場から移出し、又は保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税率を次のとおりとする。

揮発油税率 : 48,600 円/kl
地方道路税率 : 5,200 円/kl
合計 : 53,800 円/kl

（沖縄地区 揮発油税率 : 約 42,277 円/k
地方道路税率 : 約 4,523 円/kl
合計 : 46,800 円/kl

■沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

(昭和四十六年十二月三十一日法律第二百二十九号)

(内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその 税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

(一～二 略)

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して四十年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

■沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令

(昭和四十七年五月一日政令第百五十一号)

(揮発油税及び地方道路税の軽減等)

第七十四条

(略)

2 平成五年十二月一日から平成二十四年五月十四日までの間に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税率は、租税特別措置法第八十九条第二項の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万六千八百円に五百三十八分の四百八十六を乗じて得た金額とし、地方道路税にあつては四万六千八百円に五百三十八分の五十二を乗じて得た金額とする。